

都市計画案(変更)の縦覧をおこないます

◆都市計画案(変更)の概要

名 称	都市計画道路 中野御船山線	都市計画道路 高梁側道4号線
都市計画を 変更する 土地の区域	武雄町大字雷 岡字内町、西浦、 サキ田の各一 部(商工会議 所前付近から 西浦交差点の 間約300m)	武雄町大字雷岡 字竹ノ下の一部 (女学校踏切か ら遠野踏切の間 約210m)
変更内容	幅員22mを18 mに変更	道路線形の変更

◆縦覧場所 まちづくり部都市計画課

◆縦覧の期間

平成21年1月8日(木)～23日(金)
※この案について、利害関係者は縦
覧期間内に意見書を提出すること
ができます。

☎ まちづくり部都市計画課

☎ (23)9418



担当:折原

『償却資産』(固定資産税)の申告が必要です

法人、個人事業や農業を営まれている方へ

◎償却資産の種類(例)

固定資産税は、土地、家屋のほか
償却資産(事業用)の資産にかかる税
金です。その内の償却資産とは、会
社、商店、農業など事業を営んでい
る企業や個人が事業用のために使用
している構築物、機械、器具、備品
などです。

※詳しくはお問い合わせください。

☎ 総務部税務課

☎ (23)6220



担当:山頭

ゆずります・ゆずってくださいます

情報を募集しています

まだ使えるのにいらなくなったか
ら捨ててしまおうかな...と思ってい
るモノはありませんか?また、使わ
なくなったものがあれば譲ってほし
いと思っているモノはありませんか?
市は「ゆずります・ゆずってくだ
さい情報掲示板」を市役所、各町公
民館に設置しています。この掲示板
は、市民のみなさんの「ゆずりたい
品物」や「ゆずってほしい品物」の
情報を掲載し、その品物を希望する

人へと譲渡するものです。
情報は随時募集しています。環境
課までご連絡ください。



掲示板やホームページ
で情報交換をおこないます!

犬の放し飼いは条例で禁止されています

最近、放し飼いをされた犬が人を咬
み負傷させる事案が発生しました。

飼い犬を放し飼いは、武
雄市犬取締り条例で禁止されていま
す。これに違反した場合、2万円以
下の罰金に処されます。また、万が
一犬が人を傷つけてしまった場合に
は、飼い主は損害賠償義務を負うこ
とになります。

庭先で飼育する場合や散歩する場
合は必ず紐やリードでつないでく
ださい。



ペットは
ルールを守って
飼いましょう



担当:岸川

☎ まちづくり部環境課

☎ (23)9130